

# 令和8年度 北栄町水質検査計画

## 1 基本方針

水道水が水質基準に適合し安全であることを確認するため、次のとおり水質検査を行います。

- (1) 水質検査の採水地点として水道法で義務づけられているのは、浄水の配水水系ごとの給水栓（蛇口）ですが、これに各水源（原水）を加えて実施します。
- (2) 検査項目は、水質基準項目（全52項目）です。また、今後の水道水管理上留意すべき項目とされる水質管理目標設定項目についても、必要に応じて実施します。
- (3) 給水栓の検査頻度は、水道法に基づき、色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）の検査を1日1回、一般細菌、大腸菌などの省略不可項目を月1回、その他の項目を3ヶ月に1回、全項目を年1回とします。

なお、過去の検査結果に基づき、検査回数の省略が可能な項目については回数を減じますが、水質が良好で3年に1回まで検査を省略できる項目であっても、安全を確保するために、年1回は検査を実施します。

## 2 水源の状況及び水質状況

- (1) 水源の状況：水源は深井戸です。
- (2) 原水の状況：水質基準値を下回っており、良好な状態です。
- (3) 浄水の状況：水質基準値を下回っており、安全で良質な水です。

## 3 検査地点

浄水は、1日1回行う検査と月1回など定期に行う検査でそれぞれ4ヵ所採水地点を設けています。  
原水は、7ヵ所の水源地を採水地点としています。

- (1) 浄水（1日1回行う色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の検査)

配水水系	すくも塚水源系	亀谷水源系	西高尾水源系	曲第2水源系
採水地点	大谷地内	東園地内	岩坪地内	江北地内
備考	個人宅	個人宅	個人宅	個人宅

- (2) 浄水（月1回以上など、定期に行う検査）

配水水系	すくも塚水源系	亀谷水源系	西高尾水源系	曲第2水源系
採水地点	大谷地内	瀬戸地内	下種地内	江北地内

### (3) 原水

水源(原水)	すくも塚第1・第2・第3水源地	亀谷水源地	西高尾第1・第2水源地	曲第2水源地
所在地	妻波地内	亀谷地内	西高尾地内	曲地内
水源の種類	深層地下水	深層地下水	深層地下水	深層地下水

## 4 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目については、国が定める検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正並びに水道水質管理における留意事項について」）によって検査を行います。

なお、1日1回行う検査については、個人に委託して行います。

また、月1回など定期に行う検査については、採水を町が行い、検査を国の登録水質検査機関に委託して行います。

## 5 臨時の水質検査

つぎのような場合には、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が色や濁りに異常が生じるなど著しく悪化した場合
- ② 水源周辺又は水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行している場合
- ④ 浄水過程に異常があった場合
- ⑤ 水道使用者から水質の異常について検査依頼があった場合
- ⑥ その他必要があると認められる場合

※水質検査項目は、水質の変化や汚染原因が想定できる場合は、それが特定できる項目をはじめに検査するほか、状況に応じて随時決定します。

## 6 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査は1日1回行う検査を除いて国の登録水質検査機関に委託して行います。委託機関には、国などが行う外部精度管理調査結果の提出を求め、検査・検体搬送において環境省令並びに関係通知に規定される精度管理基準が遵守されていることを確認します。

## 7 関係機関との連携

水道水や水源、その他の水道施設で水質汚染事故等が発生、又はそのおそれがある場合には、現地調査を行い、必要に応じて国・県の関係機関や近隣水道事業者等と連携しながら、迅速で適切な対応に努めます。